



報道関係者 各位

|              |  |
|--------------|--|
| 平成25年8月8日 発表 |  |
| 担            | 三重労働局労働基準部健康安全課<br>健康安全課長 日美昌平<br>課長補佐 山川弥寿正 |
| 当            | TEL(059)226-2107                             |

## 『職場における熱中症予防対策の徹底を！』

三重県下で、工作中的熱中症が原因で労働者1名が死亡しました。

本年7月31日現在、三重労働局（局長 畑中啓良）管内では、熱中症が原因で1名の労働者が死亡し、また、熱中症の疑いのある死亡事例も報告されています。

三重労働局管内の熱中症による死亡災害は、平成24年（死亡：2人）、平成23年（死亡：2人）、平成22年（死亡：1人）と4年連続で発生したこととなり、極めて憂慮すべき事態となっています。（別添1参照）

名古屋地方気象台の東海地方1カ月予報（平成25年8月2日発表）では、平成25年8月3日から同年9月2日までの平均気温について、平年より高い確率50%、平年並みの確率40%となるとともに、夏季休暇などで普段の作業や生活のリズムが変わるため、再び、熱への順化期間（徐々に暑さに身体を慣れさせる期間）の対応もあり、熱中症による死傷者の発生が懸念されます。

このため、三重労働局では、職場における熱中症予防対策を徹底するよう、関係団体に緊急要請しました。

### 1 熱中症の予防対策

熱中症を防止するには、次のような取組が必要です。

- (1) WBGT値（暑さ指数）を測定することなどによって、職場の暑熱の状況を把握し、作業環境や作業管理を行うこと。  
※ 6月1日から9月末まで間、三重労働局のホームページにWBGT値を掲載します。また、環境省などのホームページでもWBGT値の予測値等が公表されています。
- (2) 8月は夏季休暇などで普段の作業や生活のリズムが変わるため、再び、熱への順化期間を設けるなどの対策をとること。

- (3) 自覚症状にかかわらず定期的に水分，塩分の補給を行うこと。特に，暑熱下の環境に慣れていない新たに雇い入れた労働者に対しては，塩分及び水分補給や休憩を取る等の作業管理を行うこと。
- (4) 作業者が睡眠不足，体調不良等により熱中症を発生せるおそれがあることから，日頃より健康管理指導を行うこと。
- (5) 熱中症に関する労働衛生教育を行うこと。

## 2 節電に伴い，室内での熱中症にも注意が必要

熱中症は主に屋外作業時に発生しますが，今年も電力不足対策のためにエアコン温度の調整など節電を行う必要があり，室内での熱中症にも注意が必要です。

## 3 熱中症と思われる症状が見られたら

熱中症は，早期の処置が大切です。熱中症の症状が見られた場合には，直ちに医師の手当てを受けさせて下さい。

また，熱中症と思われる労働者を決して一人で放置しないで下さい。熱中症の症状が悪化したことに気づかず，手遅れになった事例が多くあります。

## 4 三重労働局の対応

三重労働局では，熱中症予防対策の徹底を図るよう，建設業労働災害防止協会三重県支部など19団体に対し，緊急要請（別添2参照）を行いました。

### 三重労働局 熱中症の発生状況

(平成25年7月末日現在)

